

平成 30 年度
塩尻市資金不足比率
審査意見書

塩尻市監査委員

平成30年度塩尻市資金不足比率に係る審査意見

1 審査期日

令和元年7月31日

2 審査方法

審査にあたっては、市長から提出された平成30年度の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を受け、適正に作成されているか等を主眼として審査を実施した。

3 審査結果

(1) 総括

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され、かつ算定されているものと認められた。

なお、各会計の資金不足比率は、次表のとおりであった。

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	平成30年度	平成29年度	
塩尻市水道事業会計	—	—	20.0
塩尻市下水道事業会計	—	—	20.0
塩尻市農業集落排水事業会計	—	—	20.0

(注) 「—」は、資金不足比率が算定されない（資金不足がない）ものである。

(2) 審査の所見

平成30年度の各会計に係る資金不足比率は、平成30年度の各会計において資金不足がないため、比率の算定に該当しないので、特に問題はないとの認められた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。